

令和 7 年第 4 回

小松市議会定例会議案

令和 7 年 (2025 年) 9 月

目 次

議案番号	議 件 名	頁
議案第58号	令和7年度小松市一般会計補正予算(第2号)	1
議案第59号	令和7年度小松市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	7
議案第60号	令和7年度小松市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)	11
議案第61号	令和7年度小松市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	15
議案第62号	小松市水道条例等の一部を改正する条例について	19
議案第63号	小松市都市公園条例の一部を改正する条例について	23
議案第64号	小松市職員の育児休業に関する条例及び小松市企業職員の給与の種類 及び基準を定める条例の一部を改正する条例について	31
議案第65号	小松市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に ついて	39
議案第66号	小松市地域包括支援センターの運営及び職員の基準を定める条例の一 部を改正する条例について	45
議案第67号	小松市基金条例の一部を改正する条例について	49
議案第68号	令和6年度小松市歳入歳出決算の認定について	51
議案第69号	令和6年度小松市公営企業会計決算の認定について	53
議案第70号	令和6年度小松市公営企業会計未処分利益剰余金の処分について	55
報告第13号	健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	57
報告第14号	法人の経営状況の報告について	59

令和 7 年度小松市一般会計補正予算 (第 2 号)

令和 7 年度小松市の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ611,662千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55,371,962千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 既定の繰越明許費の補正は、「第 2 表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 既定の債務負担行為の補正は、「第 3 表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 既定の地方債の補正は、「第 4 表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
14	分担金及び負担金	105,351	3,112	108,463
	1 分担金	20,740	3,112	23,852
16	国庫支出金	11,379,082	266,464	11,645,546
	1 国庫負担金	6,920,858	108,200	7,029,058
	2 国庫補助金	4,408,737	157,564	4,566,301
	3 国庫委託金	49,487	700	50,187
17	県支出金	4,767,372	42,284	4,809,656
	2 県補助金	1,546,474	41,184	1,587,658
	3 県委託金	408,728	1,100	409,828
19	寄附金	606,702	4,350	611,052
	1 寄附金	606,702	4,350	611,052
21	繰越金	24,476	98,552	123,028
	1 繰越金	24,476	98,552	123,028
23	市債	4,133,800	196,900	4,330,700
	1 市債	4,133,800	196,900	4,330,700
歳 入 合 計		54,760,300	611,662	55,371,962

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	5,422,467	21,800	5,444,267
	2 徴税費	433,914	20,000	453,914
	3 戸籍住民基本台帳費	226,096	700	226,796
	5 統計調査費	49,615	1,100	50,715
3	民生費	19,956,766	27,111	19,983,877
	1 社会福祉費	8,940,716	25,571	8,966,287
	3 生活保護費	892,904	1,540	894,444
6	農林水産業費	1,242,526	16,720	1,259,246
	1 農業費	895,600	16,720	912,320
7	商工費	1,348,858	43,050	1,391,908
	1 商工費	1,348,858	43,050	1,391,908
10	教育費	8,896,823	290,681	9,187,504
	2 小学校費	1,370,213	155,747	1,525,960
	3 中学校費	494,418	36,000	530,418
	4 高等学校費	483,525	100	483,625
	5 社会教育費	1,343,026	98,834	1,441,860
11	災害復旧費	466,750	212,300	679,050
	1 公共土木施設災害復旧費	396,750	162,300	559,050
	2 農林水産施設災害復旧費	70,000	50,000	120,000
歳 出 合 計		54,760,300	611,662	55,371,962

第2表 繰越明許費補正

(追 加)

(単位千円)

款	項	事業名	金額
10. 教 育 費	2. 小 学 校 費	小学校校舎等改修費	155,747

第 3 表 債務負担行為補正

(変 更) (単位千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
小 学 校 校 舎 等 改 修 費 (令和 7 年度分)	令和 8 年度	421, 900	令和 8 年度	266, 153

第4表 地方債補正

(追加)

(単位千円)

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
旧老人福祉センター千松閣解体費	2,100	普通貸借又は証券発行	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。 ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
宮本三郎美術館用地取得費	44,200			
現年発生農業施設災害復旧費	17,700			
過年発生社会教育施設災害復旧費	6,600			
計	70,600			

(変更)

(単位千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
土地改良費	39,400	普通貸借又は証券発行	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。 ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。	42,700	普通貸借又は証券発行	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。 ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
小学校校舎等改修費	329,900				367,000			
松陽中学校整備費	23,100				55,000			
過年発生公園施設災害復旧費	178,100				232,100			
計	4,133,800				4,260,100			

令和7年度小松市国民健康保険事業特
別会計補正予算（第1号）

令和7年度小松市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,914,900千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	国庫支出金	1	7,000	7,001
	1 国庫補助金	1	7,000	7,001
歳 入 合 計		8,907,900	7,000	8,914,900

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 217,949	千円 7,000	千円 224,949
	1 総務管理費	217,949	7,000	224,949
歳 出 合 計		8,907,900	7,000	8,914,900

令和7年度小松市介護保険事業特別会
計補正予算（第1号）

令和7年度小松市の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ140,886千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,786,886千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
8	繰越金	1	140,886	140,887
	1 繰越金	1	140,886	140,887
歳 入 合 計		10,646,000	140,886	10,786,886

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
7	諸支出金	67,886	140,886	208,772
	1 償還金及び還付加算金	2,531	140,886	143,417
	歳 出 合 計	10,646,000	140,886	10,786,886

令和7年度小松市後期高齢者医療特別
会計補正予算（第1号）

令和7年度小松市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,038,700千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 諸収入		千円 89,921	千円 5,500	千円 95,421
	3 雑入	88,361	5,500	93,861
歳 入 合 計		2,033,200	5,500	2,038,700

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 36,954	千円 5,500	千円 42,454
	1 総務管理費	36,954	5,500	42,454
歳 出 合 計		2,033,200	5,500	2,038,700

議案第62号

小松市水道条例等の一部を改正する条例について

小松市水道条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市水道条例等の一部を改正する条例

(小松市水道条例の一部改正)

第1条 小松市水道条例（昭和35年小松市条例第24号）の一部を次の表のように改正する。

改正前	改正後
(工事の施工) 第14条 〔略〕 2 前項ただし書きの規定により申込者において施工する工事は、管理者が法第16条の2第1項に基づき指定した者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が行う。	(工事の施工) 第14条 〔同左〕 2 前項ただし書きの規定により申込者において施工する工事は、管理者が法第16条の2第1項に基づき指定した者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が行う。 <u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。</u>

3 [略]	3 [同左]
備考 この表中[]及び[]中の記載並びに付した下線は、注記である。	

(小松市地域下水道条例の一部改正)

第2条 小松市地域下水道条例（昭和47年小松市条例第7号）の一部を次の表のように改正する。

改正前	改正後
(排水設備の工事の実施) 第5条の2 排水設備の新設等の工事の設計又は施工は、小松市公共下水道排水設備工事指定業者に関する規程（平成22年小松市企業管理規程第6号）第5条の規定により指定を受けた小松市公共下水道排水設備工事指定業者でなければ行ってはならない。	(排水設備の工事の実施) 第5条の2 排水設備の新設等の工事の設計又は施工は、小松市公共下水道排水設備工事指定業者に関する規程（平成22年小松市企業管理規程第6号）第5条の規定により指定を受けた小松市公共下水道排水設備工事指定業者でなければ行ってはならない。<u>ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。</u>

備考 この表中に付した下線は、注記である。

(小松市公共下水道条例の一部改正)

第3条 小松市公共下水道条例（昭和49年小松市条例第12号）の一部を次の表のように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

(排水設備等の工事の実施) 第7条 排水設備等の新設等の工事の設計又は施工は、小松市公共下水道排水設備工事指定業者（管理者が排水設備等の工事に関する技能を有する者として指定したものをいう。以下「指定業者」という。）でなければ行ってはならない。 2 [略]	(排水設備等の工事の実施) 第7条 排水設備等の新設等の工事の設計又は施工は、小松市公共下水道排水設備工事指定業者（管理者が排水設備等の工事に関する技能を有する者として指定したものをいう。以下「指定業者」という。）でなければ行ってはならない。 <u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。</u> 2 [同左]
--	--

備考 この表中[]及び[]中の記載並びに付した下線は、注記である。

(小松市農業集落排水施設条例の一部改正)

第4条 小松市農業集落排水施設条例（平成2年小松市条例第19号）の一部を次の表のように改正する。

改正前	改正後
(排水設備等の工事の実施) 第9条 排水設備等の新設等の工事の設計又は施工は、小松市公共下水道排水設備工事指定業者（管理者が排水設備等の工事に関する技	(排水設備等の工事の実施) 第9条 排水設備等の新設等の工事の設計又は施工は、小松市公共下水道排水設備工事指定業者（管理者が排水設備等の工事に関する技

能を有する者として認定したものをいう。以下「指定業者」という。
）でなければ行ってはならない。

能を有する者として認定したものをいう。以下「指定業者」という。
）でなければ行ってはならない。
ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

備考 この表中に付した下線は、注記である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第63号

小松市都市公園条例の一部を改正する 条例について

小松市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市都市公園条例の一部を改正する条例

小松市都市公園条例（昭和32年小松市条例第12号）の一部を次の表のように改正する。

改正前	改正後
(使用料の徴収時期) 第10条の3 第10条に規定する使用料は、 <u>公園施設の設置若しくは管理、都市公園の占有又は第3条第1項各号に掲げる行為（以下「都市公園の使用」という。）の期間が3月を超えない場合においては、都市公園の使用の許可の際徴収する。</u> <u>2 都市公園の使用の期間が3月を超える場合においては、次の各号に掲げる期間の区分により、初期の分は使用の許可の際、次期以降の分は当該各期の始めに徴収する。</u> (1) 第1期 4月から6月まで (2) 第2期 7月から9月まで	(使用料の徴収時期) 第10条の3 第10条に規定する使用料は、 <u>第10条第1項に規定する許可の際に徴収する。ただし、占有又は使用の期間が1年以上のものにあつては、初年度は許可の際に、次年度からは当該年度の初めにおいて、それぞれ当該年度分を徴収する。</u> [削除] [削除] [削除]

(3) 第3期 10月から12月まで

[削除]

(4) 第4期 1月から3月まで

[削除]

3 第10条に規定する使用料の額が
年を単位として定められている場
合においては、都市公園の使用日
数に1年未満の端数を生じたとき
は、使用料の額は、月割計算によ
り算出する。この場合において、
1月未満の日数は1月とする。

[削除]

4 第10条に規定する使用料の額が
月を単位として定められている場
合において、都市公園の使用日数
に1月未満の端数を生じたときは
、使用料の額は、その月の日数に
応じて日割計算により算出する。

[削除]

(指定管理者による管理)

(指定管理者による管理)

第16条 市長は、地方自治法（昭和
22年法律第67号）第244条の2第3
項の規定に基づき、指定管理者（
同項に規定する指定管理者をいう。
以下同じ。）に小松運動公園，安
宅海浜公園及びふれあい健康広場

第16条 市長は、地方自治法（昭和
22年法律第67号）第244条の2第3
項の規定に基づき、指定管理者（
同項に規定する指定管理者をいう。
以下同じ。）に有料公園施設及び
安宅公園

（以下「指定管理施設」という。

（以下「指定管理施設」という。

）の管理を行わせることができる。

）の管理を行わせることができる。

2 [略]

2 [同左]

改正前				改正後			
別表第2（第10条関係）				別表第2（第10条関係）			
1 都市公園に公園施設を設ける場合				1 都市公園に公園施設を設ける場合			
公園施設の種 類及び名称	単位	金額	摘要	公園施設の種 類及び名称	単位	金額	[削除]
売店	1 平方メートル 1 日につき	20円	1 日未満の場合は 1 日とする。	売店	1 平方メートル 1 日につき	20円	[削除]
[新設]				備考 1 日未満の期間がある場合の使用料は、当該 1 日未 満の期間は 1 日とみなして計算する。			
2 都市公園を占有する場合				2 都市公園を占有する場合			
占用物件名	単位	金額	摘要	占用物件名	単位	金額	[削除]
電柱、電話柱、支線、支 柱、支線柱その他これら に類するもの。	1 年につ き 1 本、 1 条	電気通信事 業法施行令 （昭和60年 政令第75号 ）別表第 1 に定める額		電柱、電話柱、支線、支 柱、支線柱その他これら に類するもの。	1 年につ き 1 本、 1 条	電気通信事 業法施行令 （昭和60年 政令第75号 ）別表第 1 に定める額	[削除]

			の例により 算定した額	
地下埋 設物	外径が0.2メートル未満のもの	1メートル 1年 につき	99円	
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの	1メートル 1年 につき	200円	
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの	1メートル 1年 につき	490円	
	外径が1メートル以上のもの	1メートル 1年 につき	990円	
臨時の売店又は軽飲食店		1平方メートル 1日につ	43円	1日未満 の場合は 、1日と

			の例により 算定した額	
地下埋 設物	外径が0.2メートル未満のもの	1メートル 1年 につき	99円	[削除]
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの	1メートル 1年 につき	200円	
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの	1メートル 1年 につき	490円	
	外径が1メートル以上のもの	1メートル 1年 につき	990円	
臨時の売店又は軽飲食店		1平方メートル 1日につ	43円	[削除]

	き		する。
その他	1 平方メートル 1 日につき	20円	

[新設]

[新設]

[新設]

3 都市公園において第3条第1項各号に掲げる行為をする場合

行為	単位	金額	摘要
興行	1 平方メートル 1 日につき	43円	(1) 1 日未満の場合は ， 1 日とする。

	き		
その他	1 平方メートル 1 日につき	20円	

備考

1 単位を1年とする使用料に1年未満の期間がある場合の使用料は，月割（1月未満の期間は1月とみなす。）で計算する。

2 単位を1日とする使用料に1日未満の期間がある場合の使用料は，当該1日未満の期間は1日とみなして計算する。

3 都市公園において第3条第1項各号に掲げる行為をする場合

行為	単位	金額	[削除]
興行	1 平方メートル 1 日につき	43円	[削除]

展示会 博覧会	1 平方メートル 1 日につき	43円	(2) <u>その他の行為につ いては，市長が別に 定める。</u>
------------	--------------------	-----	--

[新設]

[新設]

[新設]

展示会 博覧会	1 平方メートル 1 日につき	43円	
------------	--------------------	-----	--

備考

1 1日未満の期間がある場合の使用料は、当該1日未
満の期間は1日とみなして計算する。

2 その他の行為については，市長が別に定める。

備考 この表中[]及び[]中の記載並びに付した下線は，注記である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第64号

小松市職員の育児休業に関する条例及び小松市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について

小松市職員の育児休業に関する条例及び小松市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市職員の育児休業に関する条例及び小松市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

(小松市職員の育児休業に関する条例の一部改正)

第1条 小松市職員の育児休業に関する条例（平成4年小松市条例第5号）の一部を次の表のように改正する。

改正前	改正後
(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)	(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)
第7条 [略]	第7条 [同左]
2 小松市一般職の職員の給与に関する条例第17条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員 <u>(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)</u> のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤	2 小松市一般職の職員の給与に関する条例第17条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員_____のうちに、基準日以前6箇月以内の期間において勤

務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(部分休業をすることができない職員)

第19条 [略]

(1) [略]

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）を除く。）

(部分休業の承認)

第20条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、小松市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(部分休業をすることができない職員)

第19条 [同左]

(1) [同左]

(2) 勤務日の日数を考慮して市長が定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）を除く。次条において同じ。）

(第1号部分休業の承認)

第20条 育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

2 労働基準法第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は小松市職員の勤務時間，休暇等に関する条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については，1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については，1日につき，当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業，介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては，当該時間を超えない範囲内で，かつ，2時間から当該育児時間又は当該介護をするため

2 労働基準法第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は小松市職員の勤務時間，休暇等に関する条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する第1号部分休業の承認については，1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については，1日につき，当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業，介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては，当該時間を超えない範囲内で，かつ，2時間から当該育児時間又は当該介護をするため

の時間の承認を受けて勤務しない
時間を減じた時間を超えない範囲
内で) 行うものとする。

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

の時間の承認を受けて勤務しない
時間を減じた時間を超えない範囲
内で) 行うものとする。

(第2号部分休業の承認)

第20条の2 育児休業法第19条第2
項第2号に掲げる範囲内で請求す
る同条第1項に規定する部分休業
(以下「第2号部分休業」という。

)の承認は、1時間を単位として
行うものとする。ただし、次の各
号に掲げる場合にあっては、それ
ぞれ当該各号に定める時間数の第
2号部分休業を承認することがで
きる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤
務時間に分を単位とした時間が
ある場合であって、当該勤務時
間の全てについて承認の請求が
あったとき 当該勤務時間の時
間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に
1時間未満の端数がある場合で
あって、当該残時間数の全てに
ついて承認の請求があったとき
当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例
で定める1年の期間)

第20条の3 育児休業法第19条第2

[新設]

項の条例で定める1年の期間は、
毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号
の人事院規則で定める時間を基準
として条例で定める時間)

[新設]

第20条の4 育児休業法第19条第2
項第2号の人事院規則で定める時
間を基準として条例で定める時間
は、次の各号に掲げる職員の区分
に応じ、当該各号に定める時間と
する。

[新設]

(1) 非常勤職員以外の職員 77時
間30分

[新設]

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員
の勤務日1日当たりの勤務時間
数に10を乗じて得た時間

[新設]

(育児休業法第19条第3項の条例
で定める特別の事情)

[新設]

第20条の5 育児休業法第19条第3
項の条例で定める特別の事情は、
配偶者が負傷又は疾病により入院
したことが、配偶者と別居したこと
その他の同条第2項の規定による
申出時に予測することができなか
った事実が生じたことにより同条
第3項の規定による変更（以下「
第3項変更」という。）をしなけ

(部分休業をしている職員の給与の取扱い) 第21条 職員が_____ _____部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、小松市一般職の職員の給与に関する条例第11条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、小松市一般職の職員の給与に関する条例第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。 (部分休業の承認の取消事由) 第22条 <u>第14条の規定は、部分休業について準用する。</u>	<u>れば同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。</u> (部分休業をしている職員の給与の取扱い) 第21条 職員が<u>育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認</u>を受けて勤務しない場合には、小松市一般職の職員の給与に関する条例第11条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、小松市一般職の職員の給与に関する条例第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。 (部分休業の承認の取消事由) 第22条 <u>育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。</u>
---	---

備考 この表中[]及び[]中の記載並びに付した下線は、注記である。

(小松市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第2条 小松市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和41年小松市条例第42号）の一部を次の表のように改正する。

改正前	改正後
(給与の減額)	(給与の減額)
第17条 [略]	第17条 [同左]

2 職員が部分休業（当該職員が小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の_____一部を勤務しないことをいう。）、修学部分休業（当該職員が大学その他水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が定める教育施設における修学のため、2年を超えない期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）又は介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 職員が部分休業（当該職員が小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部を勤務しないことをいう。）、修学部分休業（当該職員が大学その他水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が定める教育施設における修学のため、2年を超えない期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）又は介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

備考 この表中〔 〕及び〔 〕中の記載並びに付した下線は、注記である。

附 則
(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の小松市職員の育児休業に関する条例第20条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

議案第65号

小松市職員の勤務時間，休暇等に関する 条例の一部を改正する条例について

小松市職員の勤務時間，休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市職員の勤務時間，休暇等に関する条例の一 部を改正する条例

小松市職員の勤務時間，休暇等に関する条例（平成7年小松市条例第2号）の一部を次の表のように改正する。

改正前	改正後
（介護休暇） 第15条 介護休暇は，職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）），父母，子，配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第17条の2第1項</u>において「配偶者等」という。）で負傷，疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため，市長が定めるところにより，職員の申出に基づき，要介護者の各々	（介護休暇） 第15条 介護休暇は，職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）），父母，子，配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第17条の3第1項</u>において「配偶者等」という。）で負傷，疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため，市長が定めるところにより，職員の申出に基づき，要介護者の各々

が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して12月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2・3 [略]

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して12月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2・3 [同左]

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第17条の2 任命権者は、小松市職員の育児休業に関する条例（平成4年小松市条例第5号）第24条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求，申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 小松市職員の育児休業に関す

	<u>る条例第24条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置</u>
[新設]	2 <u>任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。</u>
[新設]	(1) <u>対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u>
[新設]	(2) <u>育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置</u>
[新設]	(3) <u>対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが</u>

[新設] (配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等) <u>第17条の2</u> 任命権者は、職員の配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の<u>申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u> 2 [略] <u>第17条の3</u> [略]	<u>予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置</u> <u>3</u> 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、<u>当該意向に配慮しなければならない。</u> (配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等) <u>第17条の3</u> 任命権者は、職員の配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の<u>請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u> 2 [同左] <u>第17条の4</u> [同左]
備考 この表中[]及び[]中の記載並びに付した下線は、注記である。	

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の小松市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第17条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

議案第66号

小松市地域包括支援センターの運営及び職員の基準を定める条例の一部を改正する条例について

小松市地域包括支援センターの運営及び職員の基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市地域包括支援センターの運営及び職員の基準 を定める条例の一部を改正する条例

小松市地域包括支援センターの運営及び職員の基準を定める条例（平成26年小松市条例第42号）の一部を次の表のように改正する。

改正前	改正後
(職員に係る基準及び当該職員の員数)	(職員に係る基準及び当該職員の員数)
第3条 1つの地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数（小松市地域包括支援センター運営部会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営	第3条 1つの地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数（小松市地域包括支援センター運営部会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営

の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）は、原則として次のとおりとする。

(1)～(3) [略]

[新設]

2 前項の規定にかかわらず、小松市地域包括支援センター運営部会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは

の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項及び第3項において同じ。）は、原則として次のとおりとする。

(1)～(3) [同左]

2 1つの地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね6,000人以上の場合の地域包括支援センターの人員配置基準は、前項に規定する員数に、当該区域における第1号被保険者の数がおおむね1,000人まで増加するごとに同項各号に掲げる者のうちいずれか1人を加えた員数とする。

3 前2項の規定にかかわらず、小松市地域包括支援センター運営部会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは

，複数の地域包括支援センターが担当する区域を1つの区域として，当該区域内の第1号被保険者の数について，おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより，当該区域内の1つの地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において，当該区域内の1つの地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は，同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

3 第1項の規定にかかわらず，地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に1つの地域包括支援センターを設置することが必要であると小松市地域包括支援センター運営部会において認められた場合には，地域包括支援センターの人員配置基準は，次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ，それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

，複数の地域包括支援センターが担当する区域を1つの区域として，当該区域内の第1号被保険者の数について，前2項に定める

常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより，当該区域内の1つの地域包括支援センターがそれぞれ前2項の基準を満たすものとする。この場合において，当該区域内の1つの地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は，第1項各号に掲げる者のうちから2人とする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず，地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に1つの地域包括支援センターを設置することが必要であると小松市地域包括支援センター運営部会において認められた場合には，地域包括支援センターの人員配置基準は，次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ，それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

[表 略]

[表 同左]

備考 この表中[]及び[]中の記載並びに付した下線は，注記である。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

議案第67号

小松市基金条例の一部を改正する条例 について

小松市基金条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市基金条例の一部を改正する条例

小松市基金条例（令和5年小松市条例第34号）の一部を次の表のように改正する。

改正前		改正後	
別表（第1条関係）		別表（第1条関係）	
基金の名称	設置の目的	基金の名称	設置の目的
〔略〕		〔同左〕	
<u>小松市文化振興基金</u>	<u>本市文化の発展 向上を図るため ，文化活動に貢 献した個人及び 団体を顕彰し、 並びにその活動 を促進するため</u>	<u>小松市文化芸術 振興基金</u>	<u>文化芸術の振興 発展のため、文 化芸術活動に貢 献した個人及び 団体の顕彰並び に活動の促進、 本市にゆかりの ある優れた美術 品工芸品の購入 及び文化施設の 整備等による魅 力の発信を図る</u>
<u>小松市美術品購 入基金</u>	<u>本市にゆかりの ある優れた美術 工芸品を守ると ともにその魅力 を発信し、市民</u>		

	<u>の美術振興を図</u>		<u>ため</u>
	<u>るため</u>		
[略]		[同左]	
備考 この表中[]及び[]中の記載並びに付した下線は、注記である。			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は，公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際，現に改正前の小松市基金条例により設置されていた小松市文化振興基金及び小松市美術品購入基金に属する寄附金その他の現金（これらから生じた果実を含む。）は，この条例の施行の日において，改正後の小松市基金条例により設置する小松市文化芸術振興基金に属する現金とみなす。

議案第68号

令和6年度小松市歳入歳出決算の認定 について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、次の決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年度小松市一般会計歳入歳出決算

令和6年度小松市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

令和6年度小松市介護保険事業特別会計歳入歳出決算

令和6年度小松市公債管理特別会計歳入歳出決算

令和6年度小松市産業団地事業特別会計歳入歳出決算

令和6年度小松市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

議案第69号

令和6年度小松市公営企業会計決算の 認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定に基づき、次の決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年度小松市水道事業会計決算

令和6年度小松市下水道事業会計決算

令和6年度国民健康保険小松市民病院事業会計決算

議案第70号

令和6年度小松市公営企業会計未処分 利益剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、下記のとおり令和6年度小松市水道事業会計未処分利益剰余金を処分することについて、議会の議決を求める。

記

1 未処分利益剰余金の額

1,077,104,069円

当年度純利益	490,382,182円
前年度繰越利益剰余金	26,721,887円
積立金の取崩し	560,000,000円
(減債積立金 50,000,000円, 建設改良積立金 230,000,000円, 震災対策積立金 280,000,000円)	

2 未処分利益剰余金の処分

- | | |
|------------------|--------------|
| (1) 減債積立金への積立て | 30,000,000円 |
| (2) 建設改良積立金への積立て | 220,000,000円 |
| (3) 震災対策積立金への積立て | 240,000,000円 |
| (4) 資本金への組入れ | 560,000,000円 |

3 翌年度繰越利益剰余金の額

27,104,069円

報告第13号

健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

1 健全化判断比率

（「－％」は、実質赤字額又は連結実質赤字額がないことを示す。）

実質赤字比率	－％
連結実質赤字比率	－％
実質公債費比率	10.8％
将来負担比率	98.9％

2 資金不足比率

（「－％」は、資金の不足額がないことを示す。）

小松市産業団地事業特別会計	－％
小松市水道事業会計	－％
小松市下水道事業会計	－％
国民健康保険小松市民病院事業会計	－％

報告第14号

法人の経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により，公立大学法人公立小松大学の経営状況を次のとおり報告する。

1 令和6年度公立大学法人公立小松大学決算 (令和6年4月1日～令和7年3月31日)

(1) 事業実績の概要

第2期中期計画の初年度である令和6年度においては、第1期中期計画期間中に構築した体制を基盤に、6年後の中期計画の達成に向けて着実に取り組みを進め、更なる教育研究の質の向上、地域貢献、業務改善等を図った。中期計画に定めた評価指標の目標値を上回る項目も多く、順調な進捗状況にあると言える。

教育では、国際文化交流学部において、英語力と異文化コミュニケーション力の涵養を目的として、令和7年度から、一部の科目を英語プログラム（EPlus科目）として英語で開講する方針を定めた。看護学科、臨床工学科の国家試験合格率は、看護師、保健師ともに100%、臨床工学技士は96.8%となり、いずれも全国平均を上回った。

入学者選抜では、生産システム科学部において、新たな志願者獲得を目指し、令和7年度一般選抜（前期日程）の試験会場に名古屋会場を新設した。令和6年度入学者の学部志願倍率は5.02倍、大学院の定員充足率は132%で、いずれも目標値を上回った。

就職支援では、学生のニーズに合わせたセミナーやガイダンスの新設、センターの早期利用促進を図った。また臨床工学科においては下半期からの特別相談会の実施や、未内定者へのフォロー強化を図った。各学科が連携した取り組みを実施した結果、就職内定率は4年連続で100%を達成した。

学生支援では、大学基金を活用し、能登半島地震で被災した学生8人に対し、授業料減免及び支援金を支給した。また大学院生の修学支援のため、授業料減免及び博士後期課程修学支援給付金を支給した。さらに令和7年度に「ヒューマンリソースコーディネーション機構」を設置し、部局を超えて連携した学生支援を行う体制を整備する方針を定めた。

地域連携では、企業等との共同研究・受託研究の推進をはじめ、新たに「公立小松大学協力会」を新設し、企業・団体等と大学との交流や共同研究等の連携体制を強化した。市民公開フォーラム、ものづくり人材スキルアッププログラム、こまつ市民大学などの開催を通じて、地域への「知」の還

元を図った。また4回目となる産官学合同シリコンバレー研修を実施し、学生、企業及び行政が協力して課題解決型学習に取り組んだ。

研究支援では、本学独自の支援制度である「重点研究『つよみ』」や「研究発展・向上費」を通して研究助成を行ったほか、分野横断型の学内研究会「Salon de K」を毎月開催する等、研究力の向上を図った。さらに公立小松大学協力会共催で第1回若手教員研究成果報告会を開催し、教職員や協力会会員、小松市民病院職員らが参加し、産官学での研究マッチングの可能性を広げた。

国際交流では、スペインのサンティアゴ・デ・コンポステーラ大学、ニュージーランドのワイカト大学カレッジ、カナダのレニソン大学カレッジ、韓国の江南大学校の4大学と新たに大学間交流協定を締結した。さらにインドネシアのガジャマダ大学文化科学部と国際文化交流学部、インドのキリスト大学工学部と生産システム科学部で部局間交流協定を締結し、海外の協定校は27校となった。さらにヨーロッパ世界遺産研修などの新たな短期語学研修や異文化体験実習など、多種多様な留学プログラムを提供することにより、短期語学研究派遣実績は昨年度比約2.4倍の73人に増加した。国際交流センターに新たに専任の日本語教員1人を雇用し、日本語教育体制の整備を図った。

業務運営においては、教育担当副学長及び各部局長の選任・改選を実施するとともに、新たに学長補佐を2人選任し、第2期中期目標・中期計画に基づく体制の充実を図った。また、「公立小松大学ハラスメント防止宣言」を学長名で社会に表明し、ハラスメントのない職場環境づくりを推進した。

(2) 貸借対照表

令和7年3月31日現在

(単位：円)

科 目	金 額
資産の部	
Ⅰ 固定資産	3,534,268,065
有形固定資産	3,166,375,934
土地	335,790,000
建物・構築物	2,238,833,937
工具器具備品	315,144,033
図書	237,557,233
その他有形固定資産	39,050,731
無形固定資産	17,847,603
投資その他の資産	350,044,528
Ⅱ 流動資産	1,268,169,233
現金及び預金	1,238,854,096
未収金及び前払費用等	29,315,137
資 産 合 計	4,802,437,298
負債の部	
Ⅰ 固定負債	1,104,751,657
長期寄附金債務	537,536,281
その他固定負債	567,215,376
Ⅱ 流動負債	242,671,476
寄附金債務	9,194,640
未払金等	119,554,474
その他流動負債	113,922,362
負 債 合 計	1,347,423,133
純資産の部	
Ⅰ 資本金	1,956,640,000
Ⅱ 資本剰余金	△106,717,685
Ⅲ 利益剰余金	1,605,091,850
純 資 産 合 計	3,455,014,165

○資産 48億円（前年度比 2億5千万円増）

増減理由▶ **工具器具備品** 研究備品の取得、食堂調理器具の更新、情報処理環境設備一式の新規リース分

投資その他の資産 国債・石川県債・宮城県債（各1億円）の取得

○負債 13億5千万円（前年度比 6千万円増）

増減理由▶ **退職給付引当金** 退職引当金の積み増しによる増加

長期リース債務 情報処理環境設備一式の新規リースにより増加

○純資産 34億6千万円（前年度比 1億9千万円増）

増減理由▶ **利益剰余金** 前中期目標期間繰越積立金の増加

(3) 損益計算書

自 令和6年4月1日

至 令和7年3月31日

(単位：円)

科 目	金 額
費用の部	
Ⅰ 経常費用	1,984,235,925
業務費	1,784,905,553
教育研究経費	587,535,287
受託研究費等	57,945,708
人件費	1,139,424,558
一般管理費	198,003,598
財務費用	1,326,774
費用合計	1,984,235,925
収益の部	
Ⅰ 経常収益	2,254,453,313
運営費交付金収益	1,315,657,900
授業料等収益	764,489,370
受託研究収益等	80,944,474
寄附金収益	31,536,507
施設費収益	516,000
補助金等収益	1,592,766
雑益	57,570,245
財務収益	2,146,051
収益合計	2,254,453,313
経常利益	270,217,388
臨時損失	△ 6,102,280
当期総利益	264,115,108

○経常費用 19億8千万円（前年度比 8千万円増）

主な特徴▶ **教育研究経費** 寄附金を活用して、能登半島地震の被災学生に対する支援、学生用ロッカー・学生食堂の設備更新などキャンパスの設備充実、大学院生及び留学生に対する奨学金の支給増、生産システム科学部の一般選抜（前期日程）に名古屋試験場の新設

一般管理費 インフラ長寿命化計画に基づく末広・栗津キャンパスの屋根漏水・壁面等の修繕工事等

構成比率（主な科目）▶ 人件費57% 教育研究経費30% 一般管理費10%

○経常収益 22億5千万円（前年度比 9千万円減）

主な特徴▶ **授業料等収益** 末広キャンパス研究実験棟建設工事が繰越したため、財源となる授業料債務の収益化を令和5年度実施により、授業料等収益が減少となった

構成比率（主な科目）▶ 運営費交付金収益58% 授業料等収益34%

○経常利益 2億7千万円（前年度比 1億6千万円減）

経常収益から経常費用を差し引いた利益

○臨時損失 耐用年数を満たない固定資産除却によるもの

○当期総利益 2億6千万円（前年度比 8億9千万円減）

経常利益から臨時損失を差し引いた利益

2 令和7年度公立大学法人公立小松大学事業予定

(1) 事業計画の概要

教育では、学修者本位の質の高い教育をめざし、学生の学修成果の把握・分析を行い、エビデンスに基づく改善・改革に取り組むなど、組織的で体系的な教育を推進する。入学者選抜では、生産システム科学部の令和8年度学校推薦型選抜の地域推薦において、石川県内7人枠を北陸三県17人枠に拡大するとともに女子枠を新設する。また、保健医療学部看護学科の令和8年度入学者選抜において、外国にルーツをもつ生徒を対象とした特別選抜を新設する等入試改革を進める。就職支援では、キャリアサポートセンターと各学科が連携し、学生のニーズを踏まえた多面的な就職支援活動を行う。

研究では、本学の「つよみ」となる分野横断型の特色ある研究を支援するとともに、シンポジウム開催や各種広報媒体等を通じて本学の研究成果等を広くPRする。公立小松大学協力会を中心に、産学官金民言連携のもと、交流事業や共同研究・受託研究等を強力に推進する。

国際交流では、グローバル人材養成のため、海外大学等との交流協定締結の拡大を図るとともに、長期・短期交換留学及び学生・研究者交流を促進する。また、新たな短期研修や異文化体験実習、海外インターンシップ等の実施や、日本学生支援機構等外部奨学金の獲得及び大学独自の留学奨学金制度を充実させることにより、学生の海外渡航を後押しする。

地域連携では、小松市と連携して「公立小松大学市民公開講座Open UniverCity」を開講し、大学の「知」の還元を行う。また、学生のサークル活動やボランティア活動をはじめ、地域と協働して課題解決に取り組む機会を創出し、持続可能な地域づくりに貢献する。

施設整備では、公立小松大学中央第2キャンパスの令和7年度秋開設に向けて着実に準備を進める。また、教育研究環境の向上のため、末広キャンパス研究実験施設（仮称）の整備を進める。

業務運営では、FD・SD研修会の実施等により教職員の資質・能力の向上に努める。外部資金の獲得においては、科学研究費補助金の申請支援等の組織的な取り組みを推進するとともに、産官学連携のアプローチからも獲得増加を図る。

(2) 収支計画

自 令和7年4月1日
至 令和8年3月31日
(単位：百万円)

科 目	金 額
費用の部	
I 経常費用	2, 2 9 3
業務費	1, 6 5 7
教育研究経費	3 6 4
受託研究費等	4 0
人件費	1, 2 5 3
一般管理費	5 1 3
財務費用	0
減価償却費	1 2 3
費 用 合 計	2, 2 9 3
収益の部	
I 経常収益	2, 1 5 0
運営費交付金収益	1, 4 4 4
授業料等収益	6 0 9
受託研究収益等	4 9
財務収益	2
雑益	4 6
II 前中期目標期間繰越積立金取崩額 ※	1 4 3
収 益 合 計	2, 2 9 3
当期総利益	0

※ 第1期中期目標期間中の積立金等を第2期中期目標期間へ繰越して、「前中期目標期間繰越積立金」とした。この積立金の使途について「教育研究の質の向上、組織運営及び施設設備の改善、並びに取得した固定資産にかかる減価償却費に充てる」こととしており、積立金のうち、中央第2キャンパス施設整備分及び減価償却費見合分を取崩しするもの。

前中期目標期間繰越積立金：1,341百万円

うち、経営努力による現金利益分 216百万円
令和5年度資産見返負債廃止
に伴う減価償却費見合分 1,125百万円